

令和 2 年度第 1 5 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 2 年 1 月 1 0 日

担当部・課：復興政策部地域協働課〔内線 4 2 3 4〕

① 件 名		
石巻市行政委員の身分の移行について		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】 特別職非常勤職員、臨時的任用職員の任用要件を厳格化するとともに、会計年度任用職員制度への必要な移行を進めることにより、臨時・非常勤職員全体として任用根拠の適正化を図るため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行された。 本市の行政委員の身分は、これまで特別職非常勤職員として任命をしていたが、法の改正に伴い、その身分での継続が困難となったもの。</p> <p>【目的】 本市の行政委員の身分を、行政委員の改選期である令和 3 年 4 月より特別職非常勤職員から私人へ移行することで、現行に近い体制での活動を維持する。</p>		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） 石巻市行政委員設置条例（平成 1 7 年条例第 2 8 8 号） 石巻市行政委員設置条例施行規則（平成 1 7 年規則第 2 5 6 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<u>無</u>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
平成 3 1 年	1 月～	関係課との協議
令和 2 年	4 月	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行
	9 月	行政委員、町内会長等へ身分の移行に向けた説明会を実施
	～1 0 月	
⑤ 主な内容		
石巻市行政委員の身分等を次のとおり見直しを行うもの。		
【主な変更点】		
	移行後	移行前（現行）
名称	行政委員	行政委員
身分	私人	特別職非常勤職員
業務内容	行政委員事務取扱要綱に規定する業務	行政委員事務取扱要綱に規定する業務
報酬等	謝礼（金額は変更なし）	報酬
災害補償	民間保険に加入（市の予算による加入）	非常勤職員としての公務災害補償
※石巻市行政委員数 3 9 5 名（令和 2 年 1 月 1 日現在）		
(参考)		
石巻市行政委員事務取扱要綱に規定する業務		
・ 区域内の世帯数及び人口の調査（第 3 条）		
・ 世帯台帳の整備（第 4 条）		
・ 住民の実態と台帳を照合し、未届者への届出指導（第 5 条）		
・ 市行政の公文書等の配布伝達（第 7 条）		
・ 特に市長の要請がある場合は協力（第 8 条）		

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
【影響・効果】	私人への身分の移行により、法の趣旨に基づき、現行に近い体制で活動することができる。
【市財政への負担】	民間保険への加入による保険料の負担増 年間約 3,000 千円（一般財源）※令和 3 年度から
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
県内他市の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 私人に移行：6（気仙沼市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、富谷市） ・ 検討中：2（登米市、大崎市） ・ 廃止：1（多賀城市） ・ 行政委員制度なし：4（仙台市、塩竈市、白石市、東松島市） ※栗原市では、行政区長業務を新たに条例制定。	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和 2 年 1 2 月	市議会第 4 回定例会に、石巻市行政委員設置条例の廃止について提案 （施行予定年月日：令和 3 年 4 月 1 日）
令和 3 年 3 月	石巻市行政委員設置規則等の制定（施行予定年月日：令和 3 年 4 月 1 日）
4 月～	業務内容の整理、統一に向けた協議
⑨ その他	